

平成29年度 第9回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年9月4日（月） 午前9時55分から10時20分まで

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第2庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 中原都 | | | |
| | 委員 | 曾我紀厚 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 今岡誠一 | 次長兼任用課長 | 山添久 | |
| | 給与課長 | 吉野一朗 | 係長 | 富山哲明 | |
| | 係長 | 湯ノ口修 | 係長 | 足立陽子 | |
| | 係長 | 古川真史 | | | |
| 3 傍聴者 | | なし | | | |

四 議 題

報告第1号 2017年度給与勧告等に関する要求書について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

◇報告第1号

2017年度給与勧告等に関する要求書について、事務局が説明した。

【説 明】



2017年8月25日

鳥取県人事委員会
委員長 上田 博久 様

鳥取県職員労働組合
執行委員長 三浦 敏樹



鳥取県現業公企職員労働組合
執行委員長 苗村 るみ子



鳥取県教職員組合
執行委員長 寺谷 昭人



鳥取県高等学校教職員組合
執行委員長 吉岡 悟志



鳥取県教育委員会事務局職員組合
執行委員長 梶川 和則



鳥取県非常勤職員労働組合
執行委員長 竹氏 高司



地方独立行政法人
鳥取県産業技術センター職員労働組合
執行委員長 寺田 直文



全日本自治団体労働組合鳥取県本部
執行委員長 西村 裕生



2017年度給与勧告等に関する要求書

貴委員会におかれましては、私たち鳥取県で働く地方公務労働者の給与・労働条件改善に向けてご努力されていることに敬意を表します。

人事院は8月8日に、4年連続となる月例給・一時金ともに引き上げる勧告とともに、公務における働き方改革をはじめとした公務員人事管理に関する報告を行いました。

貴委員会におかれましては、この勧告等を参考に2017年度鳥取県給与勧告等に向け、現在検討を進めておられることと思います。その際には、地方公務員の労働基本権制約の代償機関としての機能を十分に発揮するとともに、私たち鳥取県で働く地方公務労働者が置かれている現状を十分踏まえ、下記要求事項の実現に向け最大限努力いただくよう要求します。

(注) 下線は事務局が付記したもので、従来の要求からの変更箇所。

記

1. 勧告・報告について

- (1) 地方公務員法24条はじめ、第13条及び第14条に基づき、国・他県との公務の近似性や人材確保に十分留意して、公務の職責・業務内容に見合った賃金を勧告すること。
- (2) 少数職種をはじめとする職位の整備を前進させるとともに、「人材育成、能力開発に向けた基本方針」に基づいた公正な任用を行うよう各任命権者に対して指導すること。
- (3) 一時金については、国との格差がこれ以上広がらないよう引き上げること。引き上げ分は、すべて期末手当に配分すること。
- (4) 長時間労働の是正のため、適切な人員配置、業務の削減・合理化にとりくむよう任命権者に対して指導すること。

2. 賃金、諸手当に係る諸制度の改善について

- (1) 活力ある公務組織を維持していくため、また職員の士気、モチベーション維持のため、職位の整備を進めるよう、任命権者に指導すること。
- (2) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するとともに人材確保のため、給与水準を全国水準に合わせて改善すること。
- (3) 人材確保が困難化している看護師、教員、薬剤師、獣医師等について、待遇を改善し、適正な人員を確保すること。
- (4) 全ての給料表および級において号給延長を行うこと。
- (5) 期末・勤勉手当における職務段階別加算などについて、行政職を基本に他給料表、特に教育職給料表との整合を図ること。
- (6) 教育職給料表の統合については、労使協議を十分に尊重すること。
- (7) 労働組合専従休職者の復職時昇給調整を3/3とすること。
- (8) 通勤手当を以下のとおり改善すること。
 - ア 交通機関等を利用している場合、特急料金にかかる支給率を2/2とすること。
 - イ 自家用車を利用している場合、駐車料金を含めた実費弁済とすること。
- (9) 扶養手当の子の額を国と同額にすること。また、教育加算額を引き上げること。

(10) 月45時間超の時間外勤務手当の支給率を150/100とすること。

3. 雇用と年金の接続について

- (1) 2017年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2017」をふまえ、年金支給年齢が63歳になるまでに、定年延長を確実に実現するよう意見の申出を行うこと。
- (2) 再任用職員の給与については、全ての職種で再任用される級の最高号給の7割以上の水準を確保するとともに、生活関連手当を支給するよう任命権者に対して必要な対応を行うこと。
- (3) 現行再任用制度での希望者全員の再任用を前提とした運用、または再任用短時間勤務の給与制度上の措置について必要な検討と報告・勧告を行うこと。

4. 臨時・非常勤職員の処遇改善について

- (1) 臨時・非常勤職員の任用や処遇改善に関わって、2017年5月11日に成立した「地方公務員法、地方自治法の一部を改正する法律」をふまえ、人事委員会として可能な対応を行うこと。
- (2) 臨時・非常勤職員の休暇制度を拡充するよう各任命権者に対して指導すること。
- (3) 学校現場において臨時的任用職員を雇用する際、再任用を前提とした空白期間を設けないこと。

5. 休暇制度の改善について

- (1) 病気休暇制度を以下のとおり改善すること。
 - ア 現在一疾病180日間のクーリング期間について国と同様に20日に短縮すること。
 - イ メンタル疾患等特定疾病に関する休暇期間を180日へ延長すること。
- (2) 育児時間を1日120分（60分×2回の分割取得も可能）に延長すること。
- (3) 子の看護休暇の子の対象年齢を18歳に引き上げること。
- (4) 不妊治療に関する休暇を以下の通り改善すること。
 - ア 病気休暇が取得しやすい環境や運用を整備するよう各任命権者に対して指導すること。
 - イ 不妊治療について特別休暇を制度化すること。

6. 職場環境の改善について

- (1) 「働き方改革」が職員にとって実効性あるものとなるよう、時間外勤務の正確な実態把握と職員の健康を害するような長時間勤務を防ぐために職場の労働安全衛生体制の確立とともに労働基準監督権をもって任命権者を監督すること。
- (2) メンタル疾患罹患を含む業務による健康被害の防止策、労働災害の防止策を講じるよう管理職の責任を明確にして労安体制の確立をすること。
- (3) ハラスメントが発生しないよう、任命権者への指導を含め積極的な対応を行うこと。
- (4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、特定事業主行動計画が実効あるものとなるよう、各任命権者に指導すること。
- (5) 退職者の職場復帰支援策の改善を任命権者に指導すること。
- (6) 離職者の再採用制度を創設すること。
- (7) 誰もが利用できる短時間勤務制度を創設すること。特にガン・人工透析等の治療をしながら勤務できるような制度を整備すること。
- (8) 地方公務員法第8条の第1項第2号をふまえて、健康管理と福利、厚生制度を勤務条件の重要事項と位置づけ、適正な制度の整備と運用を任命権者に指導すること。

7. その他の労働条件の改善について

- (1) 公務職場への外国人の採用を促進するとともに、昇任・昇格等で差をつけないこと。また、障害者差別解消法に基づき障害者雇用の促進を図ること。そのため、任命権者への指導を含め必要な措置を積極的に行うこと。
- (2) 不服申し立てや措置要求等において、代理人による審査請求が可能となるように人事委員会規則を整備すること。

8. 上記の要求項目については、労働組合と十分交渉、協議を行い、合意に基づいて進めること。

【質 疑】

委 員

7（1）について、昇任、昇給等で外国人に対する差別的扱いが現状あるというわけではないな。または、そういう前提事実を組合から指摘されているというわけではないですね。

事務局

そのとおり。

これについては、当委員会の採用試験の募集要綱に、外国籍の方は公権力の行使する職（管理職）にはつけないということは明記しているが、これは、憲法の解釈でやはり公権力を行使する職には当然日本国籍を持つものしかつけないと総務省から見解が示されているし、平成 17 年に最高裁でそういった判決も出ており、これを踏まえてそのような取扱いになっているところ、主に教員の話として教頭、校長になれないということについて要求が来ている。

外国籍の方なるべく職の枠を広げて採用するよという趣旨であると思う。

委 員

外国籍の方は何人くらいか。

事務局

役付になっている方ができているようなので、そういった方の今後の処遇面で言うておこうということだろう。

委 員

いずれにしても何十人もいらっしゃるわけではない。

委 員

採用試験でもなかなか外国籍の方を見たことがない。

それから、5の不妊治療に関することであるが、この要求は継続3，4年目となるが、とりあえず継続的という話なのか、力を入れてという話なのか。

事務局

今年は何らかの決着をつけたいということだと思う。

委 員

非常勤の法改正があったが、また詳しく教えて欲しい。

事務局

また詳しく説明させていただく。

一つは、事務補助の非常勤の大半が特別職の非常勤という扱いで、改正前の地公法では顧問とか参与とか専門的知識を持って臨時的に携わることを想定した制度であるにも関わらず、事務補助等労働者性の高い職員にも適用していたところだったが、それを厳格化し、任用上の整理をした。

それから、そういった方々に従来期末手当を支給していたが、支給根拠がなかったので訴訟になり負けたことが問題となり、支給できるような制度に見直したということが背景にある。

六 次回人事委員会の開催

平成29年9月13日（水）午前9時40分から開催することとした。